

藤田医科大学組換えDNA実験安全管理委員会規程

昭和59年規程第2号

施行 昭和59年4月1日

改正 令和6年11月1日

(目的)

第1条 この規程は、藤田医科大学組換えDNA実験安全管理規程（以下、安全管理規程という）第4条に基づき設置する藤田医科大学組換えDNA実験安全委員会（以下、委員会という）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員により構成する。

- | | |
|----------------------------|------|
| (1) 藤田医科大学医科学研究センターに所属する教員 | 3名以上 |
| (2) 医学部に所属する教員 | 3名以上 |
| (3) 医療科学部又は保健衛生学部に所属する教員 | 2名以上 |
| (4) 研究推進本部に所属する教員 | 1名以上 |
| (5) その他学長が必要と認める者 | 若干名 |

2. 前項各号に掲げる委員は、当該各号に掲げる部門に所属する教員の中から、組換えDNA実験（以下、単に実験という）を行う教員を学長が選出し、指名する。
3. 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
4. 委員長は、必要と認めるときは、委員会に委員以外の者を陪席させ、その意見を聞くことができる。

(任期)

第3条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

2. 委員に欠員を生じ、これを補充した場合における後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を統括する。

2. 委員会に副委員長を置き、委員長が委員の中から指名する。
3. 副委員長は、委員長の職務を補佐し、委員長が認めた範囲内で委員長の職務を適宜代行することができる。
4. 副委員長の任期は、委員長の任期と同一とし、再任を妨げない。ただし、任期の途中で退任した場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 実験に関する規程等の立案に関する事項
- (2) 実験計画の内容及び実施方法に関する事項
- (3) 実験計画の許可に関する事項

- (4) 実験従事者に係る教育訓練及び健康管理に関する事項
 - (5) 危険時及び事故発生時の必要な処置及び改善策に関する事項
 - (6) 実験に係る施設及び設備に関する事項
 - (7) その他実験の安全確保に関する事項
2. 前項第3号に掲げる実験計画の許可に係る申請及び手順については、別に定める。

(委員会の開催)

第6条 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

2. 委員会は、委員長が必要と認めるときに、適宜開催する。

(定足数)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

(議決)

第8条 議決は、原則として出席した委員の過半数の賛成による。ただし、賛否同数のときは、委員長が決する。

(メール審議)

第9条 委員会は、審議事項の審議を効率的に行うため、委員長の発議に基づき、すべての委員の同意が得られたときは、委員会の開催に代えて電子メールによる審議を行うことができる。

2. 前項の電子メールは、委員全員に対し、一斉に送信する。
3. 第1項によるメール審議の議事は、委員（議長を含む）の過半数で決するものとする。ただし、反対の意思を示す委員のあるときであって、かつ委員長が必要と認めるときは、委員を招集して当該議事について再審議することができる。

(報告)

第10条 委員長は学長に対し、委員会における議事の経過及び結果を、議事録を提出することにより適宜報告し、承認を得る。

(守秘義務)

第11条 委員及び委員会に出席した者は、委員会で知り得た審査に係る情報について、業務に従事しなくなった後も含め、秘密を厳守しなければならない。

(事務)

第12条 委員会の事務は、研究推進本部研究支援課が行う。

(雑則)

第13条 この規程に定める事項のほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会の議を経て委員長が定める。

(改正)

第14条 この規程の改正は、委員会の議を経て、学長の決定による。

附則

1. この細則は、昭和59年4月1日から施行する。
2. 昭和60年12月7日一部改正
3. 平成3年11月13日一部改正
4. 平成14年3月18日一部改正
5. 平成25年4月1日一部改正
6. 平成27年11月1日一部改正
7. 平成28年4月1日一部改正
8. 平成28年6月1日一部改正
9. 平成29年4月1日一部改正
10. 平成30年10月10日一部改正
11. 平成31年4月1日一部改正
12. 令和6年11月1日一部改正

ただし、令和5年4月1日に遡って適用する。